平成２３年（フ）第５３８号
東京都大田区南馬込４丁目36―15―203
債務者　長谷川真由
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３９号
東京都府中市本宿町４丁目36―13　第２内堀コーポ201
債務者　川田萬里子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４２号
千葉県市川市曽谷８丁目16―３
債務者　永木　澄子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４３号
東京都八王子市松が谷30―３―306
債務者　ウッドワード保子（旧姓高梨）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４６号
東京都足立区竹の塚４丁目２―11―1201
債務者　寺澤　崇臣
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４８号
東京都世田谷区野毛２丁目29―６―102
債務者　大竹　夕紀
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４９号
東京都杉並区下井草５丁目15―５―202
債務者　安井　義憲
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５５号
神奈川県横浜市中区寿町４丁目15―２
債務者　間壁　　浩（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６１号
東京都町田市南大谷１　公社住宅ロ1112
債務者　谷中けい子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６４号
東京都品川区二葉１丁目１―26　第２三田荘202
債務者　渡邉　雅也
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７８号
埼玉県新座市野火止１丁目22―12―301
債務者　入澤　美香
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８３号
千葉県流山市野々下３丁目752―29　グリーンシャトルＡ―105
債務者　小板橋俊光
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８５号
千葉県千葉市花見川区柏井１丁目27―１―201
債務者　飯村　光子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８６号
埼玉県草加市北谷３丁目15―13―303
債務者　有賀　　基
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８７号
神奈川県相模原市南区下溝1456―４　ファミールちおりＩ202号室
債務者　田口　一成
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８８号
東京都豊島区北大塚２丁目17―７―402
債務者　南原都志・一原都志こと　梁　　都志
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部